

第 5 5 号議案

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 2 6 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当の特例）

- 1 1 令和 2 年 1 2 月に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当の額は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により同月に支給されるべき期末手当の額から、これらの額にそれぞれ 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 5 号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済や市民生活等に深刻な影響を与えていることに鑑み、新型コロナウイルス感染症対策に資することを目的に、市長、副市長及び教育長の期末手当を減額するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

令和 2 年 1 2 月期に支給する期末手当の減額措置として、市長、副市長及び教育長の期末手当について、本来支給額の 2 0 % を減額すること。（附則第 1 1 項）

3 市財政への影響 本来支出額に対し、1, 2 1 6 千円の減額となる。

4 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(令和2年12月に支給する期末手当の特例)</u> <u>1 1 令和2年12月に支給する市長、副市長及び教育長の期末手 当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により 同月に支給されるべき期末手当の額から、これらの額にそれぞれ 100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。</u></p>